

◇IASB からの報告◇

適用後レビュー

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

IASB テクニカル・フェロー 牧野 めぐみ

1. はじめに

2019 年からの企業会計基準委員会（ASBJ）への出向を経て、昨年 4 月より国際会計基準審議会（IASB）にテクニカル・フェローとして着任しています。本稿では筆者が IASB で担当している適用後レビュー「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』」（本プロジェクト）に関して適用後レビュー（PIR）のプロセス及び本プロジェクトの状況を報告します。なお、文中の意見にわたる部分はすべて個人的見解であることをお断りいたします。

2. PIR のプロセス

PIR は、IASB のデュー・プロセスの一部であり、その目的やプロセスの詳細は [IASB のウェブサイト](#) に記載されている。

PIR の目的は、新しい要求事項の適用が財務諸表の利用者、作成者、監査人及び規制当局に与える影響が、IASB が当該要求事項を開発した時に意図していたものであるかどうかを評価することである。

PIR は、(1) 新しい要求事項が概ね意図されたように機能しているかどうか、及び(2) 利害関係者により提示された特定の適用上の論点について対応を行うかどうか、を IASB が決定することで終了する。この PIR 終了時にプロジェクトの報告書が公表される。

PIR は、基準設定プロジェクトではない。特定の適用上の論点について対応を行うかどうかを決定する際、IASB はまず次を示す証拠があるかどうかを評価する。

- 1) 新しい要求事項の明瞭性や適合性に致命的な欠陥がある。
- 2) 当該要求事項の適用による情報の財務諸表利用者への便益が予想を著しく下回る（例えば、適用に著しい多様性がある）。
- 3) 当該要求事項の適用に関するコストが予想を著しく上回る。

このような証拠がある場合、IASB は次の要件を考慮して当該事項の優先度を高、中、低のいずれかに決定する。

- 1) 当該事項が、重大な影響を有する。
- 2) 当該事項は、広がりがある。
- 3) 当該事項は、IASB または IFRS 解釈指針委員会が対応できる。
- 4) 対応による便益がそのコストを上回ると予想される。

この優先度に応じて IASB は、

- 1) 優先度が高い事項について、できるだけ早く対応する。なお、このカテゴリーは稀であることが想定されている。
- 2) 優先度が中の事項について、リサーチパイプラインに追加する。
- 3) 優先度が低の事項について、次回のアジェンダ協議において考慮する。
- 4) 要件を満たさない事項の検討は行わない。

3. 本プロジェクトの状況

IASB は、2022 年 9 月に本プロジェクトを開始し、2023 年の 3 月までに PIR の第 1 フェーズの一部として 40 以上のアウトリーチイベントに参加することなどにより、本プロジェクトで議論すべき事項の識別を行った。第 1 フェーズで識別した事項について利害関係者の意見を求めるため 2023 年 6 月に情報要請「IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』の適用後レビュー」（本情報要請）を公表した。本情報要請のコメント提出は 2023 年 10 月 27 に締め切られ、74 通のコメントレターを受領した。

コメントレターの回答者のほとんどすべてが IFRS 第 15 号の要求事項は概ね意図されたように機能していると回答しており、IFRS 第 15 号の目的やコア原則を変更する意見は聞かれていない。また、財務諸表利用者の多くがアウトリーチにおいて IFRS 第 15 号により収益情報の有用性が改善されたと回答している。一方で、特定の適用上の論点については、設例、適用ガイダンス、教育的資料を追加する意見が出されている。

適用が難しい論点としてもっとも多く識別された論点は、本人なのか代理人なのかの検討やライセンスを含む契約を含めた履行義務の識別等であり、これらの論点から検討を開始することを予定している。また、顧客に支払われる対価や他の IFRS 会計基準書との適用に関する論点についても多くの意見を受領しており、順に詳細な検討を行うことを予定している。

4. 今後の予定

2024年1月のIASB会議において本情報要請に寄せられたフィードバックをIASBに報告した後、2024年2月のIASB会議から特定の適用上の論点に関する議論を開始し、2024年の第3四半期に本プロジェクトの報告書を公表することを予定している。

IFRS第15号はFASBと共同で開発された会計基準書であり本情報要請に対するほぼすべての回答者は、IFRS第15号とFASB Topic 606「顧客との契約から生じる収益」との間の現行のコンバージェンスを維持することが重要であると回答している。FASBにおいても、現在適用後レビューを実施しており、同様のフィードバックを受けている。このような状況を受け、2024年6月に開催が予定されるIASBとFASBの合同教育セッションにおいては、それぞれの適用後レビューの結果とその後の対応についての暫定的な決定を共有することが予定されている。